

技第130号の42
令和2年10月20日

株式会社こぶつ屋
代表取締役 山下 宏典 様

岐阜県知事 古田 肇



解体工事業の登録について（通知）

令和2年10月1日付けで申請のあった標記のことについては、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第23条第1項の規定により、下記のとおり登録したので通知する。

記

登録番号 岐阜県知事（登-2）第554号

登録年月日 令和2年10月20日

登録の有効期間 令和2年10月21日から令和7年10月20日まで

（注）登録の更新申請を行う場合の書類提出期限：令和7年9月20日
（この日が行政庁の休日に該当する場合は、直前の開庁日）